

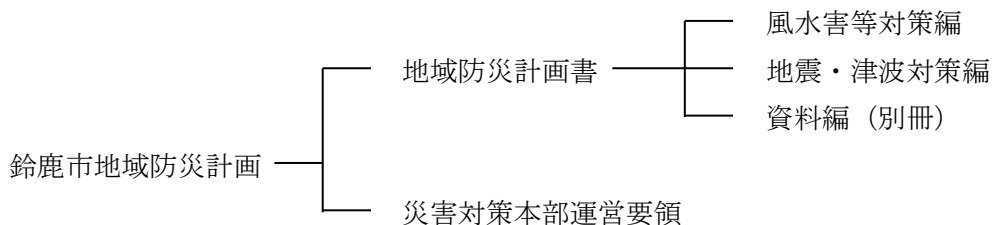
第1部 鈴鹿市地域防災計画

第1章 総 則

本章では、地域防災計画全体の構成と、三重県地域防災計画との関連について述べる。

第1節 構 成

鈴鹿市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本計画として策定されたものであり、次のとおり構成するものとする。



「風水害等対策編」では、台風等における風水害等に対する予防・減災対策、応急対策、復旧・復興の各計画をまとめる。

「地震・津波対策編」では、地震及び津波による災害に対する予防・減災対策、応急対策、復旧・復興の各計画、東海地震の警戒宣言発令時の対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画をまとめる。

「資料編」では、「風水害等対策編」、「地震・津波対策編」に関する数値、各種データ等を一冊の資料としてまとめる。

「災害対策本部運営要領」では、災害に際して直ちに災害対策本部を設置し、防災活動ができるよう職員の配備体制、作業要領をまとめる。

第2節 細部計画の策定

この計画に基づく防災上の諸活動を行うに当たっての必要な細部計画については、それぞれの担当部及び防災関係機関などにおいて、あらかじめ定めておく。

第 3 節 修 正

本計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正することとする。

各防災関係機関は、関係ある事項について、毎年 3 月末日までに（緊急を要するものについては、その都度）計画修正案を鈴鹿市防災会議に提出する。

第 4 節 三重県地域防災計画等との関係

本計画は、三重県地域防災計画及び鈴鹿市総合計画 2 0 2 3 との整合性・関連性を有する。

第5節 用 語

以下、本計画において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風水害等 豪雨、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻、豪雪その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等をいう。
- (2) 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (3) 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (4) 県防災計画 三重県地域防災計画をいう。
- (5) 市防災計画 鈴鹿市地域防災計画をいう。
- (6) 県本部 三重県災害対策本部をいう。
- (7) 県地方部 三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- (8) 本部 鈴鹿市災害対策本部をいう。
- (9) 支部 鈴鹿市災害対策本部の支部をいう。
- (10) 要 領 鈴鹿市災害対策本部運営要領をいう。
- (11) 防災関係機関 地方自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (12) 災害時要援護者 高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を理解できない外国人等をいう。
- (13) 収容避難所 基本法第49条の7に基づく指定避難所をいう。
- (14) 避難地 基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所をいう。
- (15) 福祉避難所 基本法第49条の7に基づく指定避難所をいう。
- (16) 津波避難ビル 基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所をいう。
- (17) 土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）をいう。
- (18) 土砂災害警戒区域 土砂災害防止法第7条に基づき指定される区域をいう。
- (19) 医師会マニュアル 鈴鹿市医師会が策定した、「鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル」をいう。

なお、その他の用語については、基本法及び大規模地震対策特別措置法の例による。

第2章 鈴鹿市の概況

災害を未然に防止するためには、本市の特質を把握することが必要である。災害に関わる特質として考えられる、地形・地質等の自然条件と人口などの社会的条件について述べる。

第1節 自然条件

第1項 地勢

鈴鹿市は、三重県の北部に位置し、東は伊勢湾に面し、西は鈴鹿山脈で滋賀県に接するほか亀山市と接し、北は四日市市に、また、南は津市の3市に接している。

地形は、市の西部を南北に海拔300mから900mの鈴鹿山脈が走り、その山ろくから鈴鹿川左岸に至る地域は、海拔30mから300mの内部川開析扇状地が広がっている。

鈴鹿川右岸から海岸にかけては海拔0mから10mの鈴鹿川流域の沖積平野と海岸線の後退によって生じた、海岸平野が形成されている。

市の中南部は、洪積層である稻生丘陵、道泊台地、神戸台地及び郡山台地が海拔10mから80mで分布し、その間を中ノ川が沖積平野を形成している。

市の概形は、東西22.6km、南北21.9kmの扇形に近い形で、面積194.46km²を有している。

第2項 気候

鈴鹿市は、伊勢平野の中心より、やや北寄りに位置し、年平均気温は16.3℃、年間降雨量約1,613mm（津地方気象台、平年値：1991年～2020年平均）という恵まれた気候である。しかし、冬は養老山地と伊吹山の間を抜けてくる強風（俗に「鈴鹿おろし」という。）のために寒く、市の北西部では比較的降雪量も多く、まれには海岸部まで積雪が見られることがある。

年間を通しての風向きは、亀山市寄りの西部地域では西風が、平野部では北西風が多い。

台風の東海地方への接近数の平年値は年間で3.5個であるが、最も注意をはらわなければならないのが台風進路の右側となる紀伊半島上陸コースである。

第2節 社会的条件

第1項 市の概況

昭和17年12月に、2町12ヶ村が合併し、鈴鹿市として市制を実施し、当時の人口は52,370人であった。その後の市域の拡大や昭和30年代後半からの相次ぐ企業の進出及び住宅団地造成などにより、急激に人口が増加した。

しかし、昭和48年の第1次石油ショックを契機に人口の社会増が少なくなり、全国的な傾向に呼応するように出生率も低下してきているため、昭和50年代以降は、人口増加率が低くなっている。

令和4年3月31日現在の、鈴鹿市の総人口は196,919人、総世帯数は87,692世帯である。

第2項 住宅建築物の状況

本市にある住宅建築物のうち、約62.4%が木造住宅（防火木造含む）である。この建物の建築年別割合は、昭和56年以降が69.0%となっている。

※平成30年住宅・土地統計調査結果（総務省統計局）に基づく。

第3項 ライフラインの状況

1 水道

市内における水道の普及率は99.9%である。

2 下水道等

下水道の普及率は令和3年3月31日現在で61.1%である。また、集落排水事業区域のうちすべての地区が供用開始している。

3 ガス

家庭用のガスとして、都市ガス及びプロパンガスが使用されている。

4 電気

市内の電気の普及率は100%である。

第4項 道路の状況

1 高速道路

鈴鹿市西部にある東名阪自動車道鈴鹿ICと新名神高速道路鈴鹿PAスマートICから中部圏、関西圏へのアクセスが可能であり、伊勢湾岸自動車道に接続していることから、交通の便に優れ、利便性が高い。

2 国道・県道（広域幹線道路）

国道1号、国道23号、国道306号が供用されているほか、中勢バイパス（一部供用）、北勢バイパスの整備計画がされている。

第5項 海路の状況

国際拠点港湾に指定されている国際貿易港である四日市港へは、一般道路を利用して約30分でのアクセスが可能であり、輸出入における利便性が高い。

第6項 空港の状況

中部国際空港へは、陸路では、東名阪自動車道から伊勢湾岸自動車道、知多半島道路、知多横断道路を経由して約1時間でアクセスすることが可能である。また、海路では、津市にある空港アクセス港から高速船を利用すると、約1時間でのアクセスが可能である。

第3章 防災組織

市及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、各種の防災組織を組織し、防災活動を実施する。

第1節 鈴鹿市防災会議

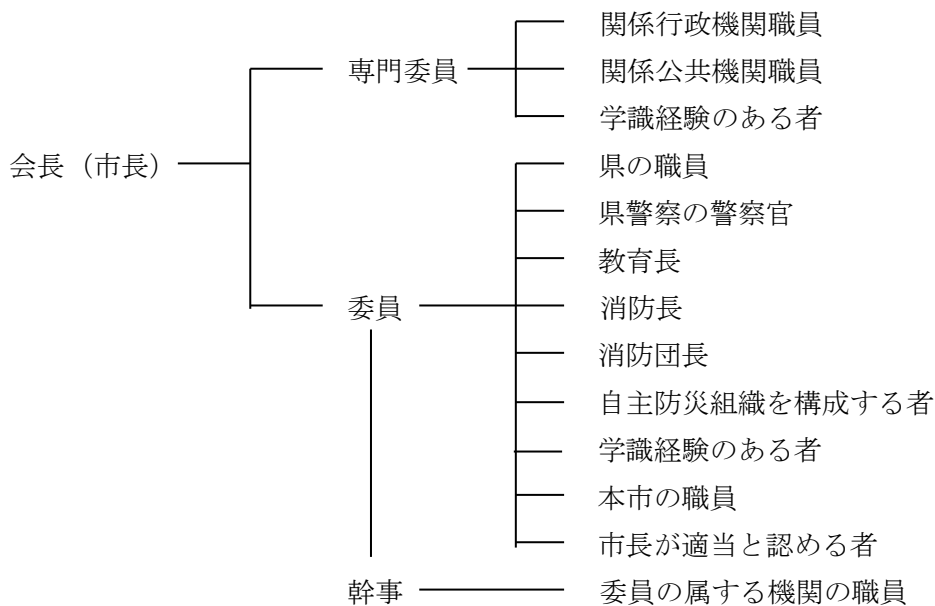
第1項 設置の根拠

基本法第16条の規定に基づき、鈴鹿市の市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、鈴鹿市防災会議を設置する。

第2項 所掌事務

- 1 地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 災害発生に際し、情報の収集並びに災害応急対策及び災害復旧について、防災関係機関相互の連絡調整をする。
- 3 法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務を行う。

第3項 組織



- | | |
|---------|-----------|
| 資料編16-6 | 鈴鹿市防災会議条例 |
| 資料編16-7 | 鈴鹿市防災会議委員 |
| 資料編16-8 | 鈴鹿市防災会議幹事 |

第2節 鈴鹿市災害対策本部

第1項 設置の根拠

基本法第23条の規定に基づき、鈴鹿市の市域に災害が発生し、又は災害の発生のおそれがある場合、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、鈴鹿市災害対策本部を設置する。

第2項 設置の基準

1 災害対策本部の設置

本部は、次の場合に鈴鹿市役所内に設置する。

- (1) 市内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風（暴風雪）、大雨（大雪）、洪水、高潮、津波に関する警報が発表されたとき。
- (2) 市内に震度4以上の地震が発生したとき。
- (3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。
- (4) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。
- (5) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。
- (6) 東海地震の強化地域内に東海地震注意情報又は予知情報が発せられたとき。
- (7) 県内（鈴鹿市を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (8) その他異常な自然現象、人為的原因による災害又は広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

2 災害対策本部の廃止

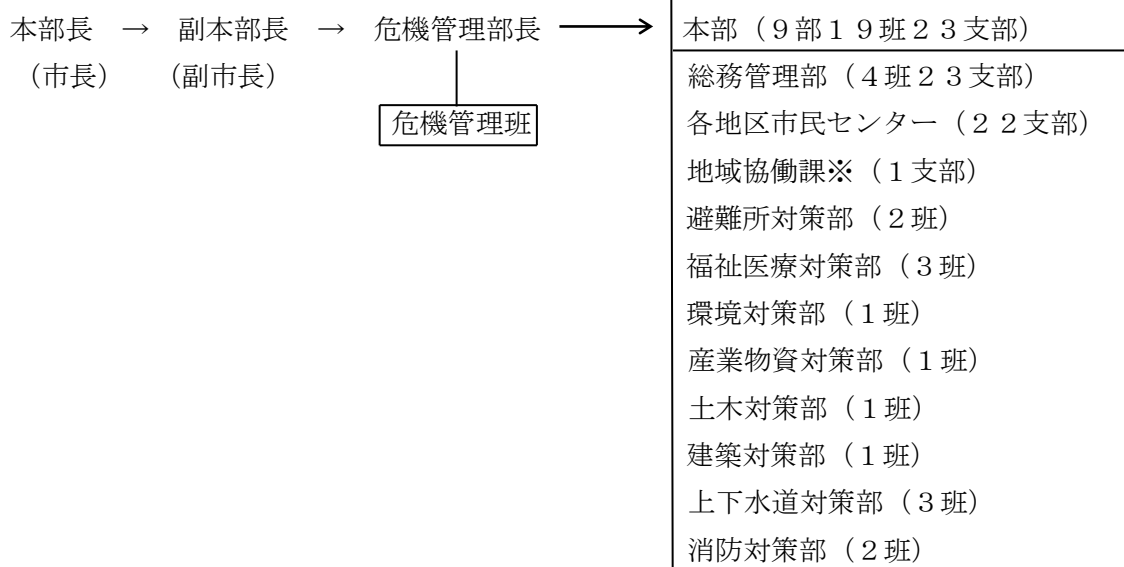
本部は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 気象業務法等に基づく警報の解除が発表されたとき。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表され、市内で被害が確認されなかったとき。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意措置のいずれも解除され、市内で被害が確認されなかったとき。
- (4) 東海地震注意情報、予知情報のいずれも解除されたとき。
- (5) 市内において予想された災害による危険が解消したとき。
- (6) 応急対策が概ね完了したと認められたとき。
- (7) その他、災害対策本部長が必要と認めたとき。

3 県への報告

本部を設置したときは、人員の配備状況を県へ報告する。（県防災情報システムへ入力）

第3項 組織



※ 鈴鹿市行政組織規則第5条第1項別表第1内、地域協働課の事務分掌概目の第8号に規定する神戸地区との連絡調整に関することを担当する職員。

第4項 本部及び支部の組織と所掌事務

- 1 本部長は災害対策本部の事務を総括し、本部員、その他の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 危機管理部長は、本部長及び副本部長を補佐し、各部長を指揮監督する。
- 4 部長及び班長、支部長は、それぞれの所掌事務に基づき班員や支部員を指揮監督する。
- 5 副部長又は副班長は、部長又は班長を補佐し、不在のときはその職務を代理する。
- 6 指定のない本部員は、部長の指示を受け、特定の事務を行う。
- 7 各部及び各支部並びに各班は、災害の規模に応じて、所掌事務以外の事務にも対応する。
- 8 各部及び各支部並びに各班は、災害の規模に応じて、管理する施設（建築物、構造物、設備等）に被害があるか確認し、被害がある場合は、速やかに復旧する。
- 9 支部派遣職員及び避難所派遣職員として指名された職員は、当該所掌事務を優先する。

第1部 鈴鹿市地域防災計画
第3章 防災組織

本部〔◎部長，班長 ○副部長，副班長〕

部	班	所掌事務	班員	
	危機管理班 ◎防災危機管理課長	1 災害対策本部の運営 2 避難情報の発信 3 関係機関等との連絡調整 4 防災行政無線局の管理運営 5 気象予警報等の收受 6 災害記録	防災危機管理課員	
	総務管理部 ◎総務部長 ○政策経営部長 ○議会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	総務班 ◎情報政策課長 ○交通防犯課長 ○総合政策課長 ○秘書課長 ◎総務課長 ○男女共同参画課長 ○市民対話課長 ○議事課長 ○監査委員事務局次長	1 被害状況の収集及び報告 2 災害情報発信 3 各種事務処理 4 各課所管の災害対策業務 5 ワンストップ窓口の設置	情報政策課員 交通防犯課員（交通安全・防犯Gの職員及び交通防犯課副参事及び主幹） 総合政策課員 秘書課員 総務課員 男女共同参画課員 市民対話課員 戸籍住民課（管理・個人番号Gの職員） 議事課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員
	支部 別表参照	別表参照	別表参照	
	動員班 ◎人事課長	1 職員の把握 2 職員の動員 3 職員の健康管理 4 職員の給与等 5 派遣職員の調整 6 組織編成・異動	人事課員	
	管財班 ◎管財課長	1 庁舎施設の維持管理等 2 公用車の管理等	管財課員	

第1部 鈴鹿市地域防災計画
第3章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
	財務会計班 ◎財政課長 ○会計管理者兼 会計課長	1 総務班の協力 2 災害対策緊急予算の編成等 3 代金等の支払い	財政課員 会計課員
避難所対策部 ◎地域振興部長 ○地域振興部次 長 ○文化スポーツ 部長 ◎教育長 ○教育次長 ○教育委員会参 事(課長を兼務 する者を除く)	救助施設班 ◎地域協働課長 ○人権政策課長 ○戸籍住民課長 ◎文化振興課長 ○文化財課長 ○スポーツ課長 ○図書館長	1 避難所(福祉避難所を除く) の開設及び管理運営 2 各課所管の災害対策業務	地域協働課員(神戸 担当の職員を除く) 人権政策課員 戸籍住民課員(証明 窓口G, 届出窓口G の職員) 文化振興課員 文化財課員 スポーツ課員 図書館員
		1 避難所(福祉避難所を除く) の開設及び管理運営	避難所派遣職員
	学校管理班 ◎教育総務課長 ○教育政策課長 ○学校教育課長 ○教育指導課長 ○教育支援課長	1 学校施設の災害対策 2 学校施設による避難所及び 避難地の供用 3 被災児童生徒に対する授業 4 各課所管の災害対策業務	教育総務課員 教育政策課員 学校教育課員 教育指導課員 教育支援課員 小中学校職員
福祉医療対策部 ◎健康福祉部長 ○子ども政策部長 ○子ども政策部 次長兼健康福祉	福祉班 ◎健康福祉政策 課長 ○保護課長 ○長寿社会課長	1 災害時要援護者等の支援に 係る業務 2 コールセンター対応 3 被災者生活再建支援業務	健康福祉政策課員 保護課員 長寿社会課員 障がい福祉課員

第1部 鈴鹿市地域防災計画
第3章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
部次長兼社会福祉事務所長 ○総務部次長	○障がい福祉課長 ○保険年金課長 ○福祉医療課長 ○子ども政策課長 ○子ども育成課長 ○子ども家庭支援課長	4 各課所管の災害対策業務 5 医療班の協力	保険年金課員 福祉医療課員 子ども政策課員 子ども育成課員 子ども家庭支援課員
	医療班 ◎健康づくり課長 ○新型コロナウイルスワクチン接種推進課長	1 コールセンター対応 2 救護本部・救護所の開設・運営 3 収容避難所の環境整備と避難者の健康管理 4 DMAT等の派遣要請	健康づくり課員 新型コロナウイルスワクチン接種推進課員
	調査班 ◎資産税課長 ○納税課長 ○市民税課長	1 罹災家屋の調査・罹災証明の発行 2 各課所管の災害対策業務	資産税課員 納税課員 市民税課員
環境対策部 ◎環境部長 ○環境部次長	衛生清掃班 ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長 ○開発整備課長 ○環境施設課長 ○クリーンセンター所長	1 各課所管の災害対策業務(災害廃棄物処理) 2 廃棄物の処理 3 仮置場の設置・運営 4 収集運搬 5 中間処理 6 最終処分 7 障害物の除去 8 家屋解体 9 思い出の品の対応(遺体処理) 10 被災状況の把握 11 遺体収容所の設置・運営 12 遺体の埋火葬 13 遺体処理に係る事務処理(防疫・ペット救護)	環境政策課員 廃棄物対策課員 開発整備課員 環境施設課員 クリーンセンター所員

第1部 鈴鹿市地域防災計画
第3章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
		1 4 防疫措置 1 5 ペット救護所の設置等 1 6 防疫・ペット救護に係る事務処理	
産業物資対策部 ◎産業振興部長兼農業委員会事務局長 ○産業振興部次長	産業物資班 ◎産業政策課長 ○地域資源活用課長 ○農林水産課長 ○耕地課長 ○農業委員会事務局次長 ○契約検査課長	1 救助物資の配給・管理・調達 2 各課所管の災害対策業務	産業政策課員 地域資源活用課員 農林水産課員 耕地課員 農業委員会事務局員 契約検査課員（契約Gの職員）
土木対策部 ◎土木部長 ○土木部参事（課長を兼務する者を除く）	建設班 ◎河川雨水対策課長 ○土木総務課長 ○道路整備課長 ○道路保全課長 ○土木用地課長 ○市街地整備課長	1 被害状況の把握・応急対策 2 道路の確保 3 内水排除機能の回復 4 津波対策 5 下水道工務班の協力	河川雨水対策課員 土木総務課員 道路整備課員 道路保全課員 土木用地課員 市街地整備課員 交通防犯課員（交通施設Gの職員） 契約検査課員（検査Gの職員）
建築対策部 ◎都市整備部長 ○都市整備部参事（課長を兼務する者を除く）	営繕班 ◎住宅政策課長 ○公共施設政策課長 ○建築指導課長 ○都市計画課長	1 建設班の協力 2 各課所管の災害対策業務 3 市有建築物の応急対策 4 応急危険度判定業務 5 応急仮設住宅等の供与 6 被災住宅建築物の支援	住宅政策課員 公共施設政策課員 建築指導課員 都市計画課員

第1部 鈴鹿市地域防災計画
第3章 防災組織

部	班	所掌事務	班員
上下水道対策部 ◎上下水道事業管理者 ○上下水道局次長	給水班 ◎経営企画課長 ○経理課長 ○営業課長	1 飲料水及び生活用水の供給 2 下水道工務班の協力	経営企画課員 経理課員 営業課員（料金Gの職員）
	水道工務班 ◎水道工務課長 ○水道施設課長	1 水道施設に関すること	水道工務課員 水道施設課員 営業課員（給水G，排水設備Gの職員）
	下水道工務班 ◎下水道工務課長	1 下水道施設に関すること 2 集落排水施設に関すること 3 建設班の協力	下水道工務課員
消防対策部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防統制班 ◎消防課長 ○消防総務課長 ○予防課長 ○情報指令課長	1 災害情報に関すること 2 関係機関との連絡調整	消防課員 消防総務課員 予防課員 情報指令課員
	消防活動班 ◎中央消防署長 ○中央消防署統括指揮監 ○中央消防署副署長 ○南消防署長	1 災害防除活動	中央消防署員 〃 北分署員 〃 西分署員 〃 東分署員 〃 鈴峰分署員 南消防署員

※支部派遣職員は、各班員には含まない。

支部〔◎支部長〕

支部	所掌事務	支部員
各地区支部 ◎各地区市民センター所長 ◎地域協働課（神戸地区担当の職員）	1 支部の開設・運営 2 避難所の開設・運営 3 地区市民センター所管の災害対策業務 4 その他本部長の指示した事項	地区市民センター職員 支部派遣職員

第5項 配備体制

1 第1非常配備（準備体制）

次の場合は、災害対策本部の設置前の活動段階として、情報収集及び連絡体制の確認等を行う。

- (1) 波浪警報が市内に発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (2) 大雨、大雪、洪水、高潮、強風、津波注意報のいずれかが市内に発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (3) 津波注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。
- (4) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、危機管理部長が必要と認めたとき。

2-1 第2非常配備（警戒体制）（大雪体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内に大雪警報が発表されたとき。

2-2 第2非常配備（警戒体制）（初動体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。
- (3) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。

2-3 第2非常配備（警戒体制）（本体制・災害対策本部設置）

- (1) 市内に大雨警報、洪水警報、大雪警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。
- (2) 市内に暴風、暴風雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき。
- (3) 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。
- (4) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表したとき。
- (5) 東海地震の強化地域内に東海地震注意情報が発表されたとき。
- (6) 県内（鈴鹿市を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (7) 遠地地震により、津波警報が発表されたとき。
- (8) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

備考 支部長が支部派遣職員とは別に増員又は交代職員の配備を必要とする場合は、本部に要請する。

3 第3非常配備（警戒体制）（災害対策本部設置）

- (1) 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき。

備考 支部長が支部派遣職員とは別に増員又は交代配備を必要とする場合は、本部に要請する。

4 第4非常配備（非常体制）（災害対策本部設置）

次の場合は、市職員全員とする。

- (1) 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたとき。

- (3) 津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。
- (4) 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。

第6項 職員の招集

- 1 各班長及び支部長は、常に所属職員の配備体制に応じた招集区分や連絡先等を付した名簿を整備し、動員班長に報告する。
- 2 勤務時間内の動員は、動員班長がその旨（第○非常配備）を庁内LANや庁内放送を用いて周知を行うとともに、当該各班長及び支部長に連絡する。
- 3 勤務時間外の招集
 - (1) 市役所当直者（消防本部当直者、宿直業務委託業者）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは危機管理部長に報告し、その指示を受ける。
 - (2) 職員招集のための通知は、電話やメールによる自動配信（職員メール等）など最も速やかに行える方法による。
 - (3) 各班長は、常に所属職員の非常招集計画を実情に即した方法で定めておく。
 - (4) 非常招集の通知を受けた者は速やかに参集し、所属班長に参着した旨を報告する。
 - (5) 病気その他、やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を適宜の方法をもって所属班長に届け出る。
 - (6) 招集を完了したときは、各班長は、下令員数、応招不可能員数及び参着員数を動員班長に報告しなければならない。また、参着員については氏名についても報告する。

4 招集の心得

- (1) 招集が予想される職員は、テレビやラジオ等の視聴、班長や支部長への適宜な方法による連絡等によって、自ら参集に必要な情報の取得に努める。
- (2) 非常招集の命令を受けた職員は、直ちに参集する。
- (3) 非常招集時には自分の食糧、飲料水、着替え等を持参する。
- (4) 参集途上では市内の被害状況の把握に努め、参着後所属班長に報告する。
- (5) 交通の途絶等により所属部署への参集が不可能な場合は、最寄りの地区市民センター、その他の最寄りの市機関（市立学校を含む）の順位により参集する。
- (6) 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。

5 非常配備時における注意点

- (1) 各班は、必要に応じて災害対策本部室に隣接する災害対策要員待機室（502ミーティングルーム）に情報整理担当者を待機し、本部内の情報の共有を図る。
- (2) 各班は、職員の活動環境を確保するため、初動期から配備要員の交代を計画する。
- (3) 活動に必要な資機材は、予め各班で検討し用意する。

6 職員の健康管理

各部は、所属職員の健康と安全を確保するため、勤務時間等を把握、管理し、適

宜職員の交代を行うとともに、適切に休息等を取れるよう配慮する。

また、災害対応が長期化等する場合は、備蓄食糧等を職員に配布することができる。

第7項 市町間の派遣要請

本部は、他市町の職員の派遣が必要な場合には、県に対し他市町職員の派遣について要請を行うこととする。

県は、被災市町から要請を受けた場合は、他市町に対し、要請、取りまとめを行い、被災市町に対し連絡するものとする。

派遣要請の手続については、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等適宜の方法により要請し、事後に文書を速やかに送付するものとする。

ただし、県に要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

1 被害の状況

2 応援を要請する内容

(1) 物資・資機材の搬入

物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(2) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(3) その他必要な事項

資料編16-5	防災に関する協定一覧
資料編16-14	県内市町災害時応援協定
資料編16-15	三重県内消防相互応援協定
資料編16-16	水道災害に関する協定